

## 協議事項

### 南渡島圏域地域医療構想調整会議議長の選出について

- ・ 当会議の議長は、南渡島圏域地域医療構想調整会議設置要綱第5条第2項により、委員が互選した者をもって充てることとしており、現在議長が不在であることから議長を選出するものです。
- ・ 事務局として、次の委員を議長として選出することを提案いたします。

#### 【事務局案】

公益社団法人 函館市医師会 会長 大原 正範 委員

- ・ 承認の可否について、別添（○）回答用紙により、ご回答願います。

南渡島圏域地域医療構想調整会議設置要綱（抜粋）

（議長及び副議長）

第5条

2 議長及び副議長は、委員が互選した者をもって充てる。